

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600052号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600042号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成24年12月25日は29万8,000円、平成27年7月25日は26万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月25日及び平成27年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年12月25日及び平成27年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成24年12月25日は30万6,000円、平成27年7月25日は40万6,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月25日及び平成27年7月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月25日
② 平成27年7月25日

A社から請求期間①及び②に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が確認できないため、年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された請求者の賃金台帳及び同社の陳述、また、請求期間②について、同社から提出された平成27年夏季賞与明細書により、請求者は、請求期間①は標準賞与額30万6,000円、請求期間②は標準賞与額40万6,000円に見合う賞与をそれぞれ支給され、当該標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳又は平成 27 年夏季賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 29 万 8,000 円、請求期間②は 26 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 24 年 12 月 25 日及び平成 27 年 7 月 25 日の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①及び②について、前述の賃金台帳及び平成 27 年夏季賞与明細書により、請求者はA社から、請求期間①に 30 万 6,000 円、請求期間②に 40 万 6,000 円の賞与を支給されたことが確認でき、これらは上記 1 の訂正後の標準賞与額より高額であることから、請求期間①に係る標準賞与額を 29 万 8,000 円から 30 万 6,000 円に、請求期間②に係る標準賞与額を 26 万 7,000 円から 40 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600034号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年6月

請求期間に係るA社から支給された賞与について年金事務所から手紙がきたので自身の年金記録を確認したところ、当該賞与の記録がなかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与は支給しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している上、同社が提出した請求者に係る賃金台帳において請求期間に係る同社の賞与支給日は令和元年6月28日である旨記載されているところ、当該賞与は支給されておらず、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求者が給与、賞与の振込先としているB銀行が提出した請求者の預金取引明細によると、請求期間に係る賞与は振り込まれていないことが確認できる。

このほか、請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600081号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A病院における厚生年金保険の資格喪失年月日が平成8年3月31日と記録されている。平成3年4月にB看護専門学校入学時に、卒業後グループ内の病院へ3年間の就労義務があると説明を受け、平成5年4月1日から平成8年3月31日までA病院で勤務したので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者のA病院における離職年月日は平成8年3月30日であると確認できるところ、オンライン記録により請求者の同病院における厚生年金保険の資格喪失年月日と符合することが認められる。

また、請求者から提出された厚生年金基金加入員証、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)及びC企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳に記載されている資格喪失年月日は、いずれも厚生年金保険の資格喪失年月日と一致する。

さらに、事業主は、保存期間経過により資料がなく請求者の平成8年3月31日の勤務実態が確認できない旨回答していることから、オンライン記録において同年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者など複数名に照会したが、詳細を記憶している者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態は不明である。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、請求者は、請求期間における給与明細書等の資料を保管していない旨回答している上、事業主は給与から厚生年金保険料を控除したか否かは、保存期間経過により資料がなく不明である旨回答してい

る。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。